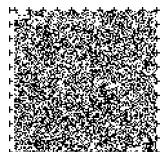


# ふくしま障がい者プラン

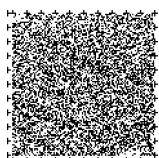
平成22年3月

福島県



### 【「障がい」の表記について】

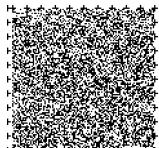
県では、障害の「害」という漢字の表記について、平成16年9月に策定しました「第2次福島県障がい者計画」から、「障がい」「障がい者」という表記に改めるとともに、可能なところから見直すこととしており、この計画においても、法令上やむを得ないもの等以外、極力「障がい」「障がい者」という表記を用いています。



## 【目 次】

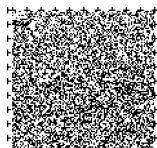
## 第1部 総論

第1 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付けと役割	1
3 計画の期間	2
第2 現状と今後の課題	3
1 本県の障がい者の状況	3
(1) 身体障がい者	3
(2) 知的障がい者	6
(3) 精神障がい者	7
(4) 発達障がい者	10
(5) 高次脳機能障がい者	10
2 福祉サービスの利用状況	11
(1) 障がい福祉サービスの利用実績	11
(2) 地域生活支援事業の実施状況	16
3 障がい者を取り巻く国の動き及び主な課題	18
(1) 国の動き	18
(2) 主な課題・対応	18
第3 計画の基本理念と施策体系	21
1 福島県が進める県づくりの理念	21
2 計画の基本理念	21
3 基本目標	21
4 施策体系	23
第4 計画の推進体制	25
1 計画の推進体制	25
2 障がい保健福祉圏域の設定	25
3 計画の進行管理と見直し	25
4 国への提言・要望	25



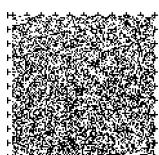
## 第2部 第3次福島県障がい者計画

第1 相談支援体制の充実と人材育成	26
1 相談支援体制の充実	26
(1) 県及び地域自立支援協議会の機能強化	26
(2) 発達障がい者・高次脳機能障がい者への支援	28
(3) 多様な相談機関の活動促進	29
2 人材の育成	30
(1) 相談支援従事者及びサービス管理責任者の養成と資質向上	30
(2) 福祉を支える人材の養成確保と資質向上	31
第2 ライフステージに応じた障がいのある子どもへの支援	32
1 療育体制整備の推進	32
(1) 早期発見・早期対応の推進	32
(2) 療育機能の充実	33
(3) 保健・医療・福祉・教育等関係者の連携促進	34
2 障がいのある子どもへの教育的支援	36
(1) 地域における支援体制の整備・充実と理解促進	36
(2) 特別支援教育の充実	37
(3) 障がいのある生徒への職業教育・進路指導の充実	38
(4) 教員の特別支援教育に関する指導力の向上	39
(5) 障がいのある子どもの放課後対策の推進	40
第3 障がい者の地域での生活支援	41
1 地域生活移行の促進・定着	41
(1) 地域への円滑な移行と安心できる生活への支援	41
(2) 退院可能な精神障がい者の地域生活移行の促進	43
2 生活を支えるサービスの充実	44
(1) 障がい福祉サービスの充実	44
(2) 地域リハビリテーションの推進	46
(3) サービスの質の確保	47
3 保健医療体制の充実	48
(1) 障がい者の医療体制の充実	48
(2) 精神保健医療福祉の充実	49
(3) 難病対策の推進	50

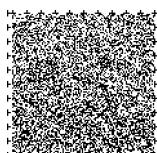


## 【目次】

第4 就労の促進	52
1 一般就労の促進	52
(1) 雇用の促進	52
(2) 就労支援の充実	54
2 福祉的就労の充実	55
(1) 福祉的就労の促進	55
(2) 工賃向上の支援	56
第5 社会参加の促進	57
1 社会参加活動の充実	57
(1) 障がい者の社会への参画促進	57
(2) 障がい者本人及び家族同士、地域との交流促進	58
(3) 各種生活訓練の充実	59
(4) 外出支援対策の促進	60
2 コミュニケーション支援の充実	61
(1) コミュニケーション支援従事者の養成確保・派遣	61
(2) 障がい特性に応じた情報提供の充実	62
3 文化・スポーツ・レクリエーション活動の促進	63
(1) 障がい者のスポーツ活動の推進	63
(2) 文化・レクリエーション活動の促進	64
第6 ともに支え合う社会づくり	65
1 理解促進と権利擁護	65
(1) 啓発、広報活動の推進	65
(2) 障がい者の権利擁護の推進と虐待防止	66
(3) 学校・地域での福祉体験・福祉教育の推進	67
2 安全で安心な環境づくり	68
(1) 防災対策の充実	68
(2) 防犯対策及び消費者の安全確保の推進	69
(3) 交通安全対策の推進	70
3 福祉のまちづくりの推進	71
(1) 住まいや暮らしの環境整備	71
(2) 外出、移動しやすい環境整備	72
(3) ボランティアやNPO等との連携	73

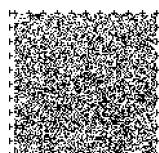


第 7 指標	74
参考資料	75
1 策定の経緯	75
2 福島県障がい者施策推進協議会委員名簿	76
3 福島県自立支援協議会委員及び部会長名簿	77
4 福島県精神保健福祉審議会委員名簿	78
<b>第 3 部 第 2 期福島県障がい福祉計画</b>	
第 1 基本的事項（基本指針別表第四 一）	79
1 根拠	79
2 計画策定の背景と趣旨	79
3 計画の基本的理念	81
(1) 障がい者等の自己決定と自己選択の尊重	81
(2) 実施主体の市町村への統一と 3 障がいに係る制度一元化への対応	81
(3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備	81
4 計画の目的	82
(1) 地域生活支援体制の充実	82
(2) 福祉施設の入所者の地域生活への移行促進	86
(3) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行促進	86
(4) 福祉施設から一般就労への移行促進	86
第 2 平成 23 年度の数値目標の設定（基本指針別表第四 二）	88
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	88
2 入院中の精神障がい者の地域生活への移行	89
3 福祉施設から一般就労への移行等	91
第 3 区域の設定（基本指針第二 一 6、基本指針別表第四 三）	96
第 4 各年度の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策（基本指針別表第四 四）	98
1 訪問系サービス	98
(居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援)	
2 日中活動系サービス	99



【目次】

3 居住系サービス	101
4 指定相談支援	103
第 5 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービスの見通し及び計画的な基盤整備の方策（基本指針第二 二 1 (三) 基本指針別表第四 五）	104
第 6 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員数（基本指針別表第四 六）	108
第 7 指定障害福祉サービス等に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置（基本指針別表第四 七）	109
1 サービス提供に係る人材の研修	109
2 指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価	109
3 障がい者等に対する虐待の防止	109
第 8 都道府県の地域生活支援事業の実施に関する事項（基本指針別表第四 八）	110
1 実施する事業の内容	110
2 各年度における各事業の量の見込みとその確保の方策等	110
(1) 専門性の高い相談支援事業	110
(2) 広域的な支援事業	111
(3) サービス・相談支援者、指導者育成事業	111
(4) コミュニケーション支援のための人材の養成	112
第 9 計画の期間及び見直しの時期（基本指針第四 四 2、別表第四 九）	113
第 10 達成状況の点検及び評価（基本指針第四 四 3、別表第四 10）	113
【各障がい保健福祉圏域計画】	114
県北障がい保健福祉圏域計画	115
県中障がい保健福祉圏域計画	123
県南障がい保健福祉圏域計画	131
会津障がい保健福祉圏域計画	140
南会津障がい保健福祉圏域計画	150
相双障がい保健福祉圏域計画	158
いわき障がい保健福祉圏域計画	167



【目次】

【資料編】	170
1 事業所等意向調査集計結果	171
2 精神障がい者ニーズ調査集計結果	175

